



2018年 10月12日
第 35 号

JR東労組 
Yokohama

JR東労組横浜地本
発行人 助川一実
編集 情宣部

申4号および申5号 申し入れを提出しました！

横 地 申 第04号
2018年10月12日

東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社
横浜支社長 廣川隆殿

東日本旅客鉄道労働組合
横浜地方本部
執行委員長 助川一実

「施策実施に関する確認メモ」に則った京浜東北・根岸線の輸送品質改善、および計画的な訓練の実施に向けた申し入れ

京浜東北・根岸線は2016年3月26日に「京浜東北・根岸線の乗務員基地再編成」施策を実施し、新たな乗務員職場が発足しました。施策の目的は、①お客様の求める安全で品質の高いサービスの提供②効率的な業務執行体制の構築③女性社員の配属箇所拡大でした。

しかし、乗務員基地再編成から2年半以上が経過した現在においても、輸送障害発生時には「交代乗務員の確認」を行い、運転再開後に乗務員交代で遅延が拡大する事象が後を絶ちません。会社は「運転士が出入区を行えない乗務制約」が足枷となり、柔軟な乗務員操縦が行えないことを理由にしていますが乗務員基地再編成以前には発生しなかった事象です。また、「構内業務委託のさらなる推進」施策との議論経過からも逸脱し、施策の整合性を見出すことができません。

仮に、本線運転士が臨入・特発を行えば、本線運転士が足りなくなり、「交代乗務員の確認」に時間を費やす事象がさらに多く発生するのは明らかです。さらに、その後の運転士運用の変更が続く事象が今よりも多く発生します。これまで以上に、運転士の継続乗務が増え、異常時には食事や十分な休憩が得られない等、運転士の労働環境の低下を招くことに直結します。労働環境の低下は安全にも直結し、お客さまの求める安全で品質の高いサービスは提供できません。

また2016年度横地申5号申し入れの議論途中であり横浜運輸区においては鶴見以南を担当するエリア管理という考え方が示されていることからすれば、さいたま車両センター構内での出入区する整合性がとれておらず、横浜地本一横浜支社間での施策における労使の議論一致が図られていません。現在発生している京浜東北・根岸線輸送品質改善こそが労使共通の課題であり、急務であると考えます。

乗務員数の拡大は、これまで議論してきていますが、さいたま車両センター構内への出入区拡大は、現場の実状に合わないどころか、実施するメリットが全く感じられません。さらには、合理的な説明がなく、現場実態に合わない施策の一方向的な進め方に多くの反発の声が出されています。また、安全を高めるためには、計画的な訓練が重要であり、何よりも運転士の習熟度を高める事が重要でなければいけません。しかし、さいたま車両センターは京浜東北・根岸線内でも最大の構内であり、今まで経験した事のない特殊な取り扱いも多く、次期ダイヤ改正までの短期間に全乗務員が安心して乗務が出来る充実した訓練内容で訓練が行われるのか疑問です。目的とメリット、施策との整合性の認識を一致させる努力を労使双方が行い、議論を合わせた上で施策を実施すると認識した「施策実施に関する確認メモ」(平成26年6月26日締結)の趣旨に踏まえ、労使の議論を合わせた上で施策実施を強く要請します。

記

1. 「施策実施に関する確認メモ」および「京浜東北・根岸線乗務員基地再編成」施策の議論経過に踏まえて労使間の議論を行うこと。また、労使間の議論が終了していない2016年度横地申5号を早急に開催すること。
2. 「横浜運輸区・大田運輸区運転士のさいたま車両センターへの出入区拡大」および「さいたま運輸区運転士の磯子・本郷台への出入区拡大」の目的とメリットを具体的に明らかにすること。
3. 安全レベル維持のため、出入区拡大については異常時対応力向上のための必要最小限度とすること。
4. 出入区拡大に向けたスケジュール、および教育・訓練計画とその内容について明らかにすること。また、支社と現場が認識を一致させ、乗務員の不安解消に向けたハンドリング訓練を実施すること。
5. 乗務員確認による列車遅延を発生させない体制を構築すること。

以上

横 地 申 第05号
2018年10月12日

東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社
横浜支社長 廣川隆殿

東日本旅客鉄道労働組合
横浜地方本部
執行委員長 助川一実

磯子駅保育所建設の再考と、徹底した防災対策を求める申し入れ

2011年3月11日、東北地方太平洋沖で起こった巨大地震とそれにとまらぬ大津波によって戦後日本最悪とされる東日本大震災が発生し、三陸地方をはじめとした太平洋側の各地に大津波が襲い、場所によっては波高10m以上、最大遡上高40.1mにも上る巨大な津波により、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部は壊滅的な被害を受けました。また、巨大津波以外にも地震の揺れや液状化現象、地盤沈下、ダムの決壊などによって、北海道南岸から東北を経て東京湾を含む関東南部に至る広大な範囲で被害が発生し、各種インフラが寸断されました。

この東日本大震災において、宮城県石巻市の日和幼稚園では送迎バスが津波にのまれ園児5名が命を落とし、園児の遺族から園側が安全配慮を怠ったためとして損害賠償を求める訴えを起しています。また、大川小学校では川を遡上した津波により児童74名と教職員10名が亡くなり、こちらも遺族より安全配慮義務違反があったとして県と市に対して損害賠償を求める訴えを起しました。

このほかにも被災地では学校側の責任を問う動きが広がり、学校や自治体が多く命を預かっていることから災害のような人命に関わる出来事が発生した際には適切な判断が求められるとともに、事前にしつかりとした防災対策を行うことが社会的にも問われています。

2015年JR東労組申14号「安全、輸送品質、働きがい向上の京浜東北・根岸線および横浜線の乗務員基地再編の実現を求める申し入れ」における議事録確認では、磯子地区については地震に伴う液状化、津波、コンビナート火災が想定されることから、横浜運輸区の建設にあたって「JR東日本は公共交通機関でありお客さまの命と社員の命を守ることを第一に考えられる限りの対策を講じていくこと」を確認してきました。具体的には地質調査の結果、軟弱地盤であることが判明したために、地盤改良の実施と慶長型地震を想定した場合4.4mの津波により横浜運輸区付近では海抜を考慮すると1.2mの浸水が想定されることから2mの嵩上げを行うとともに、防火性能のある網入りガラス、換気口等に防火ダンパー、海側開口部へのシャッター設置、赤色回転灯の設置、ガスマスクの配備を実施してきています。

横地申7号「安全、輸送品質、働きがい向上の京浜東北・根岸線および横浜線の乗務員基地再編成を実現する申し入れ(その2)」においても防災対策について地本・支社間で議論してきた経過があり、その中で「JR東労組申12号議論に基づき、しっかりと社員・お客さまの命を守ることを第一に考える」ことを確認してきました。社会的責任と労使間の議論経過を踏まえ、社員・利用者の「命を守ること」を最優先にした保育所の建設に向け、労使双方の認識を一致させた上で実施を強く要請します。

記

1. 東日本大震災を踏まえ、企業としての社会的責任、安全配慮義務について見解を示すこと。
2. 京浜東北・根岸線基地再編における議論経過を踏まえ、磯子駅周辺の災害時における認識を明らかにすること。
3. 津波注意区間に保育所を建設するにあたり、その理由と根拠を明らかにすること。
4. 保育所を建設するにあたり規模とスケジュールを明らかにするとともに、防災対策と防災計画を明らかにすること。
5. 災害発生時、隣接する横浜運輸区における役割と指揮命令系統を明確にすること。
6. 横浜運輸区及び磯子駅社員に周知徹底するとともに、防災訓練については委員会等の自己啓発ではなく会社の責任において全社員に行なうこと。

以上

**施策実施に関する確認メモに則ったり
安全・サービスの品質向上を目指し
交渉を創ろう！**

**乗務員及び利用者の安全と
不安解消に向けて
労使議論を行います！**